

## 泉大津市重度障がい者等就労支援特別事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度障がい者等の日常生活に係る支援を就業中にも行うことで、障がいを理由として、働く意思と能力がありながら働くことのできない者に対する就労機会を拡大し、障がい者の社会参加を促進することを目的に実施する泉大津市重度障がい者等就労支援特別事業（以下「本事業」という。）に要する費用（以下「就労支援費」という。）の支給等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度障がい者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を本市の援護によって受けている者をいう。
- (2) 民間企業 障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第49条第1項に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金の対象となる事業主をいう。
- (3) 自営業者等 税務署に所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出を行っている者等又は法人の代表者等であって、民間企業に雇用される者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外のものをいう。
- (4) 通勤や職場等における支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「基準」という。）において、重度訪問介護等の障害福祉サービスのうち「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出」として介護給付費の支給対象外となる部分をいう。
- (5) 重度障がい者等就労支援 民間企業が重度障がい者等を雇用するに当たり、障害者雇用促進法第49条に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障がい者等の雇用継続に支障が残る場合に必要となる

略淡吸引や姿勢の調整、安全確保のための見守りその他雇用の継続に必要な支援及び4か月目以降の通勤支援等並びに重度障がい者等が自営業者等として働く場合において必要となる通勤や職場等における支援をいう。

(6) 指定就労支援事業者 前号に定める重度障がい者等就労支援を行うものとして、第19条により指定を受けた事業者をいう。

(7) 支援計画書 重度障がい者等の通勤や職場等における支援について、支援対象範囲を明確にするため、民間企業が重度障がい者等、指定就労支援事業者等と連携して作成するものをいう。

(8) 受給者 第7条に規定する重度障がい者等就労支援特別事業利用申請をし、第8条第2項に規定する利用決定を受けた者をいう。

(対象者)

第3条 重度障がい者等就労支援特別事業の対象者は、就労している重度障がい者等であって、泉大津市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 民間企業に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上のもの（1週間の所定労働時間が10時間未満の者であって、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できるものを含む。）であって、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から支援計画書の確認を受けている者。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1項第1号に規定する就労継続支援A型の利用者を除く。

(2) 自営業者等であって、自営業等に従事する時間が1週間のうち10時間以上であり、当該自営業等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると社会福祉事務所長が認めたもの

(支援対象範囲)

第4条 前条第1号の対象者の支援対象範囲は、通勤や職場等における支援であって、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分（時間）とする。

2 前条第2号の対象者の支援対象範囲は、通勤や職場等における支援の部分（時間）とする。

（利用量）

第5条 前条の支援対象範囲に係る本事業の利用量は、別表1の範囲内で社会福祉事務所長が決定する。

（就労支援費）

第6条 就労支援費の額は、100分の90に相当する額に、100分の10に相当する額から次項に定める利用者負担額を控除した額を加えた額とする。

2 利用者負担額は、1月につき、別表2に定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額とし、別表第3に定める額を負担上限額とする。

3 第8条第2項に規定する決定通知書の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、指定就労支援事業者から重度障がい者等就労支援を受けたときは、前項に定める利用者負担額を負担し、当該指定就労支援事業者に直接支払わなければならない。

（利用手続等）

第7条 本事業を利用しようとする者は、泉大津市重度障がい者等就労支援特別事業利用申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、社会福祉事務所長に申請しなければならない。

（1） 対象者が重度訪問介護の支給決定を受けていることを示す受給者証（法第22条第8項に規定する受給者証をいう。）の写し

（2） 支援計画書（ただし、第3条第1号の対象者が申請する場合、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の手続に必要なものとして、事前に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出し、その確認を受けたものに限る。）

（3） 雇用されていることを証する書類の写し（ただし、第3条第1号の対象者が申請する場合に限る。）

（4） 自営業者等であることを証する書類の写し（ただし、第3条第2号の対象者が申請する場合に限る。）

（利用決定）

第8条 社会福祉事務所長は、前条に規定する申請があったときは、調査に基づきその内容を審査し、本事業の利用量を定め、利用の決定を行い、支給の可否を決

定するものとする。

2 社会福祉事務所長は、前項の決定をしたときは、申請をした者に対し、当該決定の内容を泉大津市重度障がい者等就労支援特別事業利用決定等通知書（様式第2号）により通知する。

3 社会福祉事務所長は、次に掲げる事由に該当するときは、第1項に規定する不支給決定をする。

（1） 第3条に規定する対象者に該当しないとき。

（2） 希望する支援が第4条に規定する支援対象範囲に該当しないとき。

（3） その他本要綱の趣旨又は規定に沿わないとき。

（利用決定期間）

第9条 本事業の利用決定の有効期間（以下「利用決定期間」という。）は、利用開始日から直近の3月末日までとする。

2 利用決定期間の満了後においても、本事業を利用しようとする受給者は、利用決定期間満了日までに更新の申請を行うものとする。

（利用方法）

第10条 受給者は、重度障がい者等就労支援を受けようとするときは、指定就労支援事業者に決定通知書を提示し、当該事業者に直接依頼するものとする。申込みを行う指定就労支援事業者は、受給者が支給決定を受けている障がい福祉サービスを行う事業所の指定を受けている事業者とする。

2 前項において、受給者が指定就労支援事業者の自営業者等又は当該指定就労支援事業者に雇用される者であるときは、受給者は、重度障がい者等就労支援を当該指定就労支援事業者以外の指定就労支援事業者に依頼するものとする。ただし、やむを得ない特別な理由があると社会福祉事務所長が認めるときは、この限りでない。

（利用決定等の変更等）

第11条 受給者は、第8条第2項に規定する利用決定内容に係る事項を変更する必要があるときは、社会福祉事務所長に対し泉大津市重度障がい者等就労支援特別事業変更申請書（様式第3号）により変更の申請をすることができる。

2 社会福祉事務所長は、前項の変更の申請に係る書類を受理したときは、内容を審査し、変更の決定を行い、泉大津市重度障がい者等就労支援特別事業変更決定

通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（利用終了の届出）

第12条 受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、泉大津市重度障がい者等就労支援特別事業利用終了届出書（様式第5号）を社会福祉事務所長に提出しなければならない。

- （1） 受給者が退職するとき。
- （2） 受給者が休職するとき。
- （3） 受給者が第3条に定める対象者の要件に該当しなくなったとき。
- （4） 受給者が他の市町村の区域内に居住地を有するに至ったとき。
- （5） 受給者が本事業の利用を辞退するとき。

（利用記録の整備等）

第13条 受給者は、当該利用決定に係る就労の状況を明らかにした書類等を作成し、かつ、利用決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（利用決定の取消）

第14条 社会福祉事務所長は、次に掲げる場合には、第8条第2項に定める利用の決定を取り消すことができる。

- （1） 受給者が退職するとき。
- （2） 受給者が休職するとき。
- （3） 受給者が第3条に定める対象者の要件に該当しなくなったとき。
- （4） 受給者が他の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認められるとき。
- （5） 受給者が本事業の利用を辞退するとき。
- （6） 第4条に規定する支援対象範囲に含まれない支援を受けていたとき。
- （7） 受給者が虚偽その他不正の手段により就労支援費の利用決定を受けたとき。
- （8） 本要綱の趣旨又は規定に沿わないとき。
- （9） その他社会福祉事務所長が利用を不相当と認めるとき。

2 社会福祉事務所長は、前項の規定による取消しを行ったときは、泉大津市重度障がい者等就労支援給付利用決定取消通知書（様式第6号）により受給者に通知

するものとする。

- 3 社会福祉事務所長は、第1項の規定により支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に就労支援費が支払われているときは、受給者に対し、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(就労支援費の請求)

第15条 受給者は、就労支援費の支給を受けようとするときは、指定就労支援事業者に当該事業費の請求及び受領の権限を委任しなければならない。

- 2 前項の規定により委任を受けた指定就労支援事業者は、重度障がい者等就労支援が行われた日の属する月の翌月の10日までに泉大津市重度障がい者等就労支援特別事業請求書(様式第7号)に泉大津市重度障がい者等就労支援特別事業費明細書(様式第8号)及び泉大津市重度障がい者等就労支援特別事業サービス提供実績記録票(様式第9号)の写しを添えて、社会福祉事務所長に請求しなければならない。また、上限額管理を行う指定就労支援事業者は、泉大津市重度障がい者等就労支援特別事業利用者負担上限額管理結果票(様式第10号)の提出も行うこと。

(就労支援費の支給)

第16条 社会福祉事務所長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに指定就労支援事業者に就労支援費を支給するものとする。

(指定就労支援事業者の指定要件)

第17条 重度障がい者等就労支援特別事業を実施する事業者として、指定を受けることができる事業者は、法第5条に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行う事業所の指定を受けている事業者とする。

(指定の申請)

第18条 前条の指定要件を満たし、指定就労支援事業者としての指定を希望するもの(以下「申請事業者」という。)は、事業を開始しようとする月の前月の15日までに泉大津市重度障がい者等就労支援特別事業者指定申請書(様式第11号)を泉大津市重度障がい者就労支援特別事業従事者資格要件調書(様式第12号)を添えて社会福祉事務所長に提出しなければならない。

(指定の審査)

第19条 社会福祉事務所長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、指定を決定し、泉大津市重度障がい者等就労支援特別事業者指定通知書（様式第13号）により当該申請事業者に通知するものとする。

2 指定就労支援事業者は、受給者の利用実績について、台帳等必要な書類を備え付けなければならない。

（変更の届出等）

第20条 指定就労支援事業者は、指定申請書の記載事項に変更があったとき又は事業の中止、廃止若しくは再開をしようとするときは、泉大津市重度障がい者等就労支援特別事業者指定申請書記載事項変更届出書（様式第14号）又は泉大津市重度障がい者等就労支援特別事業者事業廃止（休止・再開）届出書（様式第15号）により社会福祉事務所長に提出しなければならない。

（調査等）

第21条 社会福祉事務所長は、重度障がい者等就労支援特別事業の適正を期するため必要があるときは、受給者又は指定就労支援事業者に対して事業に係る報告及び書類の提示を命じ、又は指定就労支援事業者の事業所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

（指定の取消し）

第22条 社会福祉事務所長は、指定就労支援事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第19条の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止し、又は第15条に定める就労支援費の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1） 第17条の規定に該当しなくなったとき。
- （2） 就労支援費の請求に関し不正があったとき。
- （3） 不正の手段により第19条の規定による指定を受けたとき。
- （4） その他社会福祉事務所長が指定就労支援事業者として適当でないと認めたとき。

2 社会福祉事務所長は、前項により指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を行ったときは、当該事業者に対し、文書で通知する。

（秘密の保持）

第23条 本事業の関係者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を他に

漏らしてはならない。

## 第24条

この要綱に定めるもののほか、泉大津市就労支援費の支給に必要な事項は、社会福祉事務所長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。



別表 1 (第 5 条関係)

対象者	一月あたりの支給量
重度訪問介護	160時間
同行援護	80時間
行動援護	80時間

別表 2 (第 6 条関係, 第 15 条関係)

時間区分 (一日当たり) 支援に係る 報酬単価	重度訪問介護	同行援護	行動援護
30分未満	2,000 円	2,000 円	2,700 円
30分超 1 時間未満		3,200 円	4,300 円
1 時間超 1 時間 30 分以下	2,900 円	4,500 円	6,200 円
1 時間 30 分超 2 時間以下	3,900 円	5,200 円	7,700 円
2 時間超 2 時間 30 分以下	4,800 円	5,900 円	9,300 円
2 時間 30 分超 3 時間以下	5,700 円	6,600 円	10,800 円
3 時間超 3 時間 30 分以下	6,700 円	7,200 円	12,400 円
3 時間 30 分超 4 時間以下	7,600 円	7,900 円	13,900 円
4 時間超 4 時間 30 分以下	8,500 円	8,600 円	15,500 円
4 時間 30 分超 5 時間以下	9,400 円	9,200 円	17,100 円
5 時間超 5 時間 30 分以下	10,300 円	9,900 円	18,600 円
5 時間 30 分超 6 時間以下	11,200 円	10,600 円	20,100 円
6 時間超 6 時間 30 分以下	12,000 円	11,300 円	21,700 円
6 時間 30 分超 7 時間以下	12,900 円	11,900 円	23,300 円
7 時間超 7 時間 30 分以下	13,800 円	12,600 円	24,800 円
7 時間 30 分超 8 時間以下	14,700 円	13,300 円	26,400 円

別表3（第6条関係，第15条関係）

受給者の区分	負担上限月額
1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第1号に該当する者	37,200円
2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第2号に該当する者	9,300円
3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第3号に該当する者	4,600円
4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第4号に該当する者	0円

※ただし、当該月の基準額の100分の10を乗じて得た額が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。